

## 平成30年第4回定例会 総務文教常任委員会審査記録

- 1 日 時 平成30年12月12日(水) 午前9時58分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第128号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定について  
 議第129号 村上市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について  
 議第130号 村上市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について  
 議第131号 村上市公民館条例の一部を改正する条例制定について  
 議第132号 村上市ことばところの相談室条例を廃止する条例制定について  
 議第133号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
 議第134号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
 議第142号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第2号)
- 4 出席委員(6名)
- |          |           |
|----------|-----------|
| 1番 鈴木好彦君 | 3番 小杉和也君  |
| 4番 板垣一徳君 | 5番 本間清人君  |
| 8番 小杉武仁君 | 9番 鈴木いせ子君 |
- 5 欠席委員(2名)
- |           |          |
|-----------|----------|
| 2番 板垣千代子君 | 6番 佐藤重陽君 |
|-----------|----------|
- 6 委員外議員
- |       |        |        |
|-------|--------|--------|
| 大滝国吉君 | 渡辺昌君   | 大滝久志君  |
| 木村貞雄君 | 河村幸雄君  | 稲葉久美子君 |
| 山田勉君  | 竹内喜代嗣君 | 平山耕君   |
- 7 地方自治法第105条による出席者  
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者  
なし
- 9 説明のため出席した者
- |             |       |
|-------------|-------|
| 市 長         | 高橋邦芳君 |
| 総務課長        | 佐藤憲昭君 |
| 同課参事        | 本間鉄雄君 |
| 同課総務・人事管理室長 | 田村富夫君 |
| 財政課長        | 田邊覚君  |
| 同課契約検査室長    | 小川智也君 |
| 同課財務係副参事    | 長谷部淳君 |
| 政策推進課長      | 東海林豊君 |
| 同課参事        | 本間孝則君 |
| 同課企画政策室長    | 田中和仁君 |
| 同課情報化推進室長   | 本間憲一君 |
| 自治振興課長      | 大滝寿君  |
| 同課自治振興室長    | 前川龍也君 |
| 同課自治振興室係長   | 三須友也君 |

同課公共交通係副参事	細野弘明君
会計管理者	松田明君
消防長	長研一君
消防本部次長	小島邦広君
消防本部総務課長	倉松淳志君
選管・監査事務局長	佐藤直人君
監査委員事務局次長	鈴木一良君
選管事務局次長	齋藤正栄君
荒川支所長	小川剛君
神林支所長	石田秀一君
朝日支所長	岩沢深雪君
山北支所長	斎藤一浩君
教育長	遠藤友春君
学校教育課長	木村正夫君
同課教育総務室長	榎本治生君
同課課長補佐	園部裕昭君
生涯学習課長	板垣敏幸君
同課課長補佐	加藤涉君
同課教育情報センター長	菅原明君
同課社会教育推進室長	太田秀哉君
同課スポーツ推進室長	永田満君
同課文化行政推進室長	吉井雅勇君

10 議会事務局職員

局長	小林政一
次長	大西恵子

(午前9時58分)

委員長（鈴木いせ子君）開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

**日程第1** 議第128号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

総務課長

おはようございます。それでは、議第128号について、これは村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定についてであるが、ご説明申し上げたいと思う。複雑、多様化する子育て世代の相談や支援体制の強化及び相談窓口の一本化を図るため、現在の福祉課をこども課と福祉課に分課したいというものである。こども課においては、家庭児童相談室と教育委員会所管のことばとこころの相談室の所管替えを行い、児童生徒の障がい児童教育だけでなく、子どもの発達支援体制の充実を図りたいと考えているところである。また、福祉課においては介護高齢、保健医療との連携を強化し、福祉総合相談窓口を設置したいと考えている。一方、管理部門においては、硬直化している財政状況を克服し、財政計画に基づいた総合的な行財政運営を

推進するため、財政課と政策推進課の企画政策室と統計業務部門を統合し、新たに企画財政課とするとともに、マイナンバー制度の包括的な高度利用を推進するため、現在の政策推進課の情報化推進室を総務課に統合しようとするものである。以上、よろしく願い申し上げます。

(質 疑)

小杉 和也 おはようございます。よろしく願います。今課の再編ということでわかるのだけれども、想定されるこれを改編したことによるメリットみたいなのは、何か考えたか。

総務 課長 まず、福祉部門については、今ほど申し上げたように市民の窓口の体制の一本化を図って、窓口体制の行政サービスの充実を図りたい。なおかつ、今現在子どもが生まれてから成長する過程においていろんな問題が昨今起きているわけであるが、それをシームレスな形で支援体制を図りたいということ。それから、福祉部門においては、総合相談窓口を充実を図りながら、よりきめ細かな民生の相談体制を図りたいというふうに考えている。それと、管理部門になるが、直接市民とは関係する場合はないかもしれないが、やはり財政に基づいた、特に地方公共団体においては財政主導型の行財政運営が余儀なくなされているわけであるが、その財政主導型の行財政運営をより強固に進めていきたいということで考えている。以上である。

小杉 和也 人事というのは先のことなのだろうけれども、人事の考え方だ。例えば今の経験者を分けるとか、いろんな形の考え方があろうと思うのだけれども、その辺のところは今の想定としてはどんなふうに考えている。

総務 課長 全てというわけではないが、やはりポイントとなる方については要所、要所に配置をしたいというふうに考えている。

本間 清人 今現在の財政課と政策推進課のそれぞれの職員数ちょっと教えてもらえるか。

総務 課長 それでは、人事管理室長に答弁いたさせる。

人事管理室長 現在の財政課、政策推進課の人員数だけれども、現在財政課課長含めて13名ある。それから、政策推進課課長含めて17人である。

本間 清人 今分課が進められている中で、今回ここだけこういうふうに統合という形で、また企画財政課というふうになるわけだが、そうなった場合に今2人いる課長が1人になって、なおかつ今合計すると30名の職員になるけれども、新しいこの課の体制になった場合は、どういった人員配置みたいな人数でスタートされるか。

総務 課長 先ほど申し上げたように、政策推進課の企画政策室と統計業務、これは2名おいでになるが、今人事管理室長から17名というふうなことで話があったが、これが情報課推進室も含めた人数であるので、室体制は全く変わらない。

(何事か呼ぶ者あり)

総務 課長 申しわけない。今ほど人事管理室長のほうから17名というふうな話があったが、情報課推進室を除くと14名という形になる。それと・・・

(何事か呼ぶ者あり)

総務 課長 そのとおりである。

本間 清人 政策推進課は、今現在この上だったよね。それが今度財政課は3階になるわけだが、一本化になられて企画財政課というふうになった場合に、その部署は今までどおり分かれたまんまか。それとも、何かどこか場所がえする予定なのか。

総務 課長 企画政策室と統計業務部門2名の方含めて3階の財政課のスペースに統合、一緒に

設置される予定である。

〔委員外議員〕

- 竹内喜代嗣 お伺いしたいのは、財政課契約検査室なんかがあるわけだけれども、それから財政全体を見るという仕事があるのだが、その企画財政課ができると財政課の機能そのものはどんなふうになるのか。
- 総務 課長 現在の財政課の機能はそのままである。
- 竹内喜代嗣 現在のままでうまくない点ということでもう一度お聞きしたいのだが、つまりいろんな政策をつくっていくときに財政考えないでやってしまうような点があったということなのか。
- 総務 課長 そうではない。今の財政課は財政課として、今後さらにその財政状況を見込みながら市の行政の発展を図っていくということである。
- 渡辺 昌 こども課についてなのだけれども、初日の質疑の中で木村議員のほうからそのこども課のところ、義務教育との関係のこと質問あったのだけれども、今回このこども課にするに当たって、全国にも多くはないにしても、そういう義務教育と保育一緒になっているところあると思うのだけれども、そういうことについては研究なりはされているか。
- 総務 課長 保育園等について今福祉課、それから教育については学校教育というふうに分かれているが、当然将来的には保育園と学校のありようについては協議検討してまいりたいと思っているし、現在も協議検討しているところである。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第128号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第2** 議第129号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

- 総務 課長 議第129号は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。ご説明申し上げます。本条例の改正については、平成31年度の組織の一部見直しに伴い、福祉課に設置される福祉総合相談窓口に複合化、複雑化した課題に的確に対応するため、相談支援包括化推進員を配置し、その推進員の報酬を制定するための改正である。本推進員は、厚生労働省が地域共生社会の実現に向けた地域づくりの取り組みの一環として実施している他機関の協働による包括支援体制構築事業を平成31年度から本市においても導入するに当たり、必須である相談支援包括化推進員を非常勤特別職として平成31年4月から採用するためのものである。なお、資格要件といたしては、社会福祉士で実務経験3年以上を想定している。また、相談支援包括化推進員の主な業務といたしては、相談世帯全体の課題を的確に把握する。また、他職種、他機関のネットワーク化の推進、また相談支援包括化推進会議の開催などが予定されている。なお、本事業の財源としては、国費が4分の3、上限1,500万円の補助がある。以上、よろしくお願い申し上げます。

(質 疑)

- 本間 清人 これは、何名予定されるのか。  
総務 課長 現在確認したところ、1名ということである。全国的にも1名から3名の設置ということになっている。
- 本間 清人 これの推進員の所属は福祉課になるのか。  
総務 課長 そのとおりである。
- 本間 清人 4分の3国の補助で1,500万円までといったのだったら、逆にもう少し人数ふやしてもそんな問題ないのではないか。  
総務 課長 人件費のほかに消耗品費等の補助対象があるので、そちらのほうも勘案してのことだというふうにお聞きしている。

[委員外議員]

- 竹内喜代嗣 社会福祉士の資格を持って3年以上の経験を有する方は在籍されているのか。在籍というか、今いるのか。  
総務 課長 残念ながら本市にはおいでにならない。  
竹内喜代嗣 ということは、これ決まれば募集ということになるわけか。  
総務 課長 そのように考えている。であるので、今回議決をいただいた後募集をかけて、4月からの採用を行いたいということだ。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第129号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第3** 議第130号 村上市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（学校教育課長 木村正夫君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

- 学校教育課長 おはようございます。では、議第130号について、村上市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について提案の説明をさせていただきます。本議案については、学校統合に伴い給食提供が変更することによる共同調理場設置条例の一部を改正するものである。高南学校給食共同調理場については、対象校から閉校となる三面小学校を削除し、山北学校給食調理場については、対象校を山北北小学校、山北南小学校を新しい校名のさんぼく小学校に変更、砂山学校給食共同調理場については、統合のため調理場の拡張工事行う予定の西神納小学校の1年間給食を提供するために、対象校に西神納小学校を含め、神納学校給食共同調理場については、対象校を神納中学校、新しい高名の神林中学校に変更するものである。また、村上東学校給食共同調理場については、塩野町小学校に併設している塩野町学校給食調理場を閉鎖し、本調理場が提供していた給食を村上東中学校の調理場を共同調理場化して提供するため、新しく追加するものである。また、第2条については、平成30年4月に神林地区の小学校の統合により、砂山学校給食共同調理場と神納学校給食共同調理場がそれぞれ新平林小学校と新神林中学校の単独調理場となるため、共同調理場から除く改正をあわせて行うものである。以上、よろしく審議をお願いいたします。

(質 疑)

本間 清人 教育長、今新潟市内なんかの中学校だと給食をしていない中学校あるわけではないか。あれは、どういう意味とか何かあるのか。例えば保護者の方から給食はもうやめてくれというのがあったとか、私わかる場所では、五十嵐中学校なんかは今給食出していないのだ。それで、母子家庭や父子家庭の方に限り何か弁当配給みたいなのを頼んで学校に届けさせてもらうというような仕組みをとっている学校が今新潟市内あるのだ。だから、全部公平化されていない部分があるので、おかしいなんて俺は思っているのだが、その辺うちの親戚なんか、うちなんかその給食なんかはないよなんて言っているものだから、その辺なんか事情とかわかる。

教育長 私のほうは、現在その情報については把握していない。ちょっと・・・  
（「どなたか」と呼ぶ者あり）

教育長 大変申しわけない。もし情報が入ったら、後日等お知らせ、報告したいと思う。

本間 清人 あと、これ前から私言っているのは、自校で給食をつくる方法もあれだけれども、今胎内さんとかもコンパクトで校数も少ないからあれなのだが、1カ所で共同給食センターというのをつくって、そこから各学校に配送するという形をとっているわけだ。確かに村上みたいに北から南までこれだけ大きい、広い範囲だと、ではどこかに1カ所つくったのを全部ということになると、なかなかそれは大変だとは思っているのだが、よくよく考えると私が小学校のときの村上小学校というのは、日本一マンモス校で1,700人いたわけだ。1,700人がその学校で給食一本で賄えたわけだから、そう考えると別に不可能ではないのだろうなということも考えながら、例えば南地区で1カ所、北のほうで1カ所というその中での配送のほう例えばコスト的な面とか、今後の少子高齢化の中でどんどん統合になったり、また地域変更がえというのをこれから考えなければいけなくなってくる可能性だってあるわけだ。そうなった場合に、全てがこの3校合同とか2校合同の中でやるのがいいのか。それとも、やっぱり地域で1カ所にして、例えばもう10校まとめるとか、そういった方向性のほうがいいのかとかというのは何か研究されているか。

学校教育課長 当然教育施設の計画の審議会があって、今の給食についてもそのセンター化が必要なのかとか、いろいろな中で検討していくことには考えている。

本間 清人 今教育長や教育委員会のほうでは、その給食の問題については単価も結構安くしなければいけないわけだろう、1食二百数十円とか。その中で、教育委員会独自の考えとかそういうのはお持ちなのか、その給食に対する考え方というか。

学校教育課長 今までは、学校並びに共同調理場については共同調理場の会議を持ってその中で考えていたが、現在市全体の給食のそういった方針みたいのをつくるような会議を今回設置をして進めることにしている。

板垣 一徳 本間委員と同じようなことになるのだが、これ見ると山北はもちろんここは中、小学校がないわけだから1つの調理場でやる。でも、神林、朝日は、これ1カ所でできないのかどうか。これは、なぜこういうふうに朝日を2つの調理場にしなければならぬという、学区の皆さんからいろんな意見があったのか。それとも、教育委員会でこのほうがメリットがあるという判断をしたか、その辺はどうか。

学校教育課長 今その神林地区の分は、これから来年になれば自校方式になるけれども、つくれる給食数とかが今現在限られているので、これを1つにするとすると、センター化とかもうちょっと給食の大幅な調理場の改修等が必要になってくるので、やはり市全体の給食の調理場については今後検討、センター化が必要なのか、または地域にどうしていくのかという部分では検討していきたいというふうに考えている。

- 板垣 一徳 これ、村上市全体が1つのセンターで配送するということはできないことではないと思う、今の社会で。しかし、これはいろんな面で無理があるのだろう、冬期間もあるし。だから、せめて2カ所くらい、あるいは将来できるところは民間にやっばりして管理をさせるということも、私は必要なのではないかと思うのだが、そのことも含めて検討していただきたいと思うが、いかがか。
- 教 育 長 民間の委託というか、今給食のほとんどは民間業者に委託している方向で小・中学校の給食は考えている。その中で、今最初の質問に関してなのだけれども、塩野町共同調理場を廃止したわけだけれども、そうすると高南学校給食調理場しかなくなる。今課長述べたように、やはり施設が老朽化しているので、つくる食数限られているし、衛生面でもなかなか問題があるところなので、本来なら高南調理場で全て給食を賄いたいのだが、今村上東学校給食共同調理場を大きく食数できるように、そして衛生面でも充実させることによって、小川小、それから朝日さくら小に配送できるようにした次第だ。高南調理場については、整備計画に上げているから、全体の施策の中でまず整備していかなくてはならないと思う。その中で、民間会社に調理をお願いしていくことになるのだと思う。今見附市などでは、給食センターで日中は学校給食に使っているし、使わない時間帯、夜間などはもうその業者が総菜などをつくって販売できるようにする、そのような契約を結んで文部科学省の許可などもとっていると思い、衛生面では十分配慮しているとは思っているけれども、そのような活用なども研究しているので、またいろいろ研究していかなければならない点はあるかと思う。
- 鈴木 好彦 あってはならないことなのだけれども、例えば物理的にあるいは衛生的にどこかの調理場が一時的に使えなくなると、そういった場合はほかの調理場がバックアップできるのか。それとも、条例上こういうふうになっているから、これはもう融通きかないのだよということ、どういう理解をしたらよろしいのか。
- 学校教育課長 条例上こういうふうになっているけれども、緊急的やむを得ない場合は共同調理場、近くの調理場をこうやって融通つけてならなければならないというふうには考えている。
- 本間 清人 ごめんなさい、今ちょっと板垣委員との質疑の中で、思い出したようにちょっと突発で申しわけないのだが、七、八年前私が一中のPTA担当しているときに、調理のその給食の業者を決める試食会に山辺里地区の改善センター呼ばれて、それで採点をして3社ぐらいから決めるよね。あれは、今も当然やっばりしているのだよね。
- 学校教育課長 選定は、そういうふうにプロポーザルでやっている。
- 本間 清人 それは、まだ今もあのときみたいに私のような保護者の方、あのとき5名ぐらいか何か呼ばれたはずだけれども、同じ方式か。
- 学校教育課長 保護者の方も参加していただいて、意見等を聞いている。
- 本間 清人 今その共同調理場、これだけ村上市内に各学校に3校に1つとか2校に1つとかとなっているわけだけれども、それ全て今指定管理というか、業者委託というか、そういう形になっていて、なおかつ業者も全部ばらばらか、そこによって。例えば当時一中はメフォスだったか、そういう形のそういう業者が全部一律ではなくて、ここはここ、ここはここと当然なっているのだろうけれども、今何社ぐらい入っているのか。
- 学校教育課長 今現在民間委託の業者は2社入っている。

本間 清人 どころどころ。  
学校教育課長 メフォスさんとシダックスさんが入っている。  
本間 清人 ありがとうございます。

〔委員外議員〕

竹内喜代嗣 学校給食については、地元食材を使ってくれということで、古い話だけれども、神林時代に米飯給食で地元のコシヒカリを使ってくれということで、皆さんの賛同も得ましてそういうふうを実現して、なおかつ農協も支援をするということであったのだが、野菜なんかもそうだけれども、そういう点では全面的に委託をするということになると、食材もということになるのだが、どういうふうになるのか変わらないのか伺います。

学校教育課長 現在の委託については調理業務を委託していて、その食材の発注については栄養士さんが発注しているので、うちらとしても当然米は100%地元産使っているし、ほかのものについても、地元産を多く使うようにということで指導はしている。

渡辺 昌 9月議会に東中学校の給食調理場の補正上がったときにも同じこと言ったのだけれども、今まで塩野町小学校調理場に納入していた業者さん、地元の業者さんが今度この体制こういうふうになった中で、対応をきちんと考えてほしいと質問したのだけれども、その後どうなったか教えてくれ。

学校教育課長 納入業者については、本当に今度塩野町共同調理場なくなるので、そういった今まで関係していた業者と打ち合わせ等を行って、今調整をしている。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第130号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第4** 議第131号 村上市公民館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 板垣敏幸君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

生涯学習課長 おはようございます。それでは、議第131号 村上市公民館条例の一部を改正する条例制定についてご説明をさせていただきます。本案については、現在建設中の荒川地区公民館の供用に伴って、各施設の名称、面積等が新たになるので、これらの使用料を定めるものである。使用料の積算に当たっては、従来の使用料及び下記施設の面積等を勘案して設定したものである。なお、新施設の供用については、来年5月1日を予定している。貸し付けの事前予約は、2カ月前の3月1日からを予定している。以上、よろしく願いいたします。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第131号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。



日程第5

議第132号 村上市ことばとこころの相談室条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長（学校教育課長 木村正夫君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

学校教育課長 それでは、議第132号 村上市ことばとこころの相談室条例を廃止する条例制定について提案の説明をさせていただく。議第128号で村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定が提案されているが、子どもの発達支援や未就学児の相談指導の充実をより図っていくために、平成31年4月1日からのことばとこころの相談室を教育委員会からこども課に移管することとし、本条例を廃止しようとするものである。早期発見、早期支援ということでより充実を図っていきたいというふうに考えている。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

（質疑）

本間 清人 こども課へ移管する考え方、この相談室の条例を廃止してこども課、福祉のほうに今度行くわけだが、その考え方ということで進めた理由は、教育委員会が主導したのか。

学校教育課長 主導というか、関係している課で協議をして決定している。

本間 清人 教育支援センター等の中では、学校長を退職した方などが委託されて問題ある児童等にかかわってきた経緯とかはあるとは思うのだけれども、そういった面での部分は今後はどういうふうになっていくのか、教えていただきたい。

学校教育課長 そういった学校に関して、児童については今までどおり教育支援センターにそういった特別支援に関係する担当指導員がいるので、そういった指導と学校についての、子どもについての支援はしていく予定になっているので、その辺はほとんど変わらないというふうに考えている。

本間 清人 今までことばとこころの相談室というか、そこの部分は村上小学校でやっていたはずだね。そこにかかわっていた方が福島から来た方、水野家先生だったよね。お子さんもそういう形だったはずだけれども、今後その福祉課のほうにそれが移行され、この条例が廃止されるということになると、あの村上小学校にあるやつも当然廃止という、そこでは今後しないという方向なのか。

学校教育課長 いえ、場所的には同じところでやっていくことにしている。

教育 長 現在廃校の校舎の跡地利用計画の委員会の中でも審議されているのだけれども、その候補地の一つとして神納東小学校の校舎利活用が検討されている。その中で、ことばとこころの相談室を将来的にそちらのほうに移すことも可能ではないか、そういう話し合いは進められているところだ。現在ことばとこころの相談室のような機能が学校内にあるという市町村は、ほとんどないと今把握している。ということで、できれば学校から別の施設に移すというのが理想的なのではないかと私は思っているところだが、当面は村上小学校に置くということで今の回答のとおりだ。

本間 清人 所管がえされて、結局ここが今度福祉課が今後担当窓口という形になると、教育課が所管されているその施設から違う方向にやっぱりしないとだめなのかなと普通思っているし、でも村上は幸いと支援学校があるわけだから、その支援学校との協力のもと、ただ親御さんの中であそこに入れたくないというような気持ちの方も当然いらっしゃるわけだ。だから、その辺が難しい部分は当然あるので、何とか普通学

校の中でという今まで思っていた親御さんが多かったと思うのだ。だから、うちの子を特別な形はしないで、例えばそういった障がいを持っていても何とか普通学校のほうに通わせていただけないかという、ただそういう方は多いと思うのだ。それを今後は福祉課のほうがその受け皿となっていくという形になると、その辺どうなるのかなというのがちょっと。

学校教育課長 ことばとこころの相談室の業務というか内容は相談、支援業務になる。学校に入った児童については、特別支援学級というのが各学校にほぼ設置されているので、そちらでその計画、そちらの中で特別支援の教育を受けていくというような今形になっている。なので、児童生徒については、そういった教育は特別支援教育また学校の中でやるという、ことばとこころの相談室については、広く相談とかそういった子どもさん、親御さんの相談、または指導等を行っていくというような形になっている。

総務 課長 本間委員のご心配もあろうかと思うが、実はこの条例の廃止については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいてこのことばとこころの相談室が設置されているわけだが、これが福祉課に所管がえされると。こども課へ所管がえされると、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律にマッチングしてこないわけなので、であるので、単なる今の場所も変わりもないし、先生方も変わらない。所管がえだけ行うという考えである。なお、一般質問の教育長答弁でもあったように、学校児童生徒が相談を受ける件数というのは20%ぐらいだと。残りの80%は、学校に通う前の子どもだとか卒業した卒業生なども入っているということで、今現在でも福祉のウェートが大きいということである。

〔委員外議員〕

木村 貞雄 私一般質問した経緯あるので、教育長の考え、私答弁で聞いたのだけれども、今ほど総務課長のほうからも未就学児童が多くて、これは前は広域事務組合でやっていて、私古い資料、平成17年度の資料ちょっと見たら、生徒数はそんなに変わっていないのだ。小学生が58人、中学生4人、全体は少ないのだけれども、その一般の延べ相談件数が。その考え方として、私も前から子どもの育て方と学校の生徒のそのかわり方で、やはり一番大事なのは、基本的な人間としての一番大切なことを教えていくのが本来であれば家族、家庭教育が基本なのだけれども、どこの国もそういう今大きい主要国はそういうふうに行っているので・・・

鈴木委員長 質疑をお願いします。

木村 貞雄 そのことを説明しているのだから。

鈴木委員長 質疑をお願いします。

木村 貞雄 それで、学校教育課、本来であればかかわっていけばいい社会人になるのでないかというふうな、私そういう強い気持ちがあるので、今回もそのことで答弁今あったように、そういう未就学児童が多いから、そのほかに未就学児童は保健師で対応できるものと捉えているというふうな答弁なのだけれども、教育長の。それが果たしていいのかということ考えて私今言っているのだけれども、今までそういったそういう精神的な資格のある、前に小川小学校にいた、村上市の出身なのだけれども、あの方の話も聞いたことあるし、果たしてそれで心配ないのかなと。私当初課長の・

鈴木委員長 木村委員、簡潔に願う。

木村 貞雄 理由に相談の充実を図っていくためと言っているのだけれども、果たしてそれでいいのかということで今質問しているのだけれども。

教 育 長 決して学校に入った児童への相談がおろそかになるとか、そういうことはございませぬ。もう今発達障・・・

(「未就学児」と呼ぶ者あり)

教 育 長 未就学児については、乳幼児健診等で例えば1歳6カ月健診後に保健師のほうからことばとこころの相談室を紹介されて、そこにつないでいただける。保健師の指導のみではなく、専門的な指導を相談室の職員にしてもらおう。それで、例えば未就学児、それから保育園児、保育園の先生方の指導と親御さんの指導が一致して、より早期に子どもの障がい等に応じた統一した、ベクトルをそろえた指導ができるように、それが昨今の障がい児教育にとって大事なのではないかとということで、特に福祉と連携させるこのような位置づけが所管がえが有効なのではないか、市民のニーズに合っているのではないかとということで所管がえを検討したところだ。

木村 貞雄 私も、だから聖籠町に研修に行ってきたのだけれども、聖籠町はその後学校教育課をそっくりこども教育課に変えて、そして村上市になかったこういう相談室のものをその切りかえのときになのだ、教育課のほうを担当して。だから、その辺で人間をその体が悪いとかそういう面でなくて、発達障がいなんてものは大人になって、40代ぐらいになってやっとわかる人もあるのだ。だから、特別な障がい者みたいに扱う考えでなくて、もうそういう際どいところをいかにいい人間に育てていくかという、そういう思いがあるので、私言っているのだけれども。こども教育課になると、どなたがそういうことに対して指導したりしていくのか、未就学児童に。

教 育 長 未就学児、言葉の相談とか、それから行動、行いの相談とかいろんな相談があるわけだけれども、障がいの疑い、障がいも含めて、それをきちんとつないで保育園につなげる、小学校につなげる、中学校につなげる、大人になっても、卒業後もつなげる、そういう個々の支援をきちんと村上市ではやっていこうという方針で、パスノート等を活用しながら、継続して支援に努めていこうとしているのが昨今の指導のあり方だ。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第132号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（鈴木いせ子君）休憩を宣する。

(午前10時47分)

委員長（鈴木いせ子君）再開を宣する。

(午前10時58分)

**日程第6** 議第133号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 板垣敏幸君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

生涯学習課長 それでは、議第133号 公の施設に係る指定管理者の指定についての議案である。本議案については、平成31年4月から指定しようとする公の施設に係る指定管理者の指定についての議案である。指定については、公募によらず指定をするものであり、

荒川総合体育館ほか5施設を一括とした荒川地区体育施設関係について、いずれも3年の指定管理期間である。なお、現在指定管理施設としている荒川温水プールについては、老朽化が進み休止の状態になっていることから、このたびの指定からは除いている。なお、選定の経過、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨に係る資料は、議案とともにお示ししているもので、あわせてご参照をお願いいたします。以上だ。よろしくをお願いいたします。

(質 疑)

本間 清人

こうやって公募によらない理由が、それはそれでいいと思うのだ。ほかに公募をしたところで、やっぱり地元のこういったNPO法人の方にやってもらうというのは当然一番いいことだと思っているのだが、よそのそういった指定管理見ると、指定管理のメリット、デメリットの本なんかも勉強して読むと、やっぱり長い管理期間をしてくれというところが多いわけだ。今回これもまた3年で来ているわけではないか。前の市長のときにも、今後は5年とかその長い面も考えるといったこともあったはずだけれども、ずっとこの3年、3年というのは何か理由あるのか。

生涯学習課長

議員おっしゃるとおり、5年というふうなことが原則というふうなことで指定管理のほう進めてきているところであるが、今回この後の山北についても同様になるわけであるが、1期目は3年間、その次からは基本的には5年間の指定管理期間ということで進めてきているものであるが、この2案については、ほかの3つの総合型スポーツクラブの指定管理期間がずれていて、山北とのこの荒川、そしてそのほかの3つの総合型クラブの指定管理期間がずれている。それによって、その指定管理料積算する際の人件費等の積算根拠となるものの単価が毎年示されるものを使うものだから、その指定年度によって単価が違ってくるといふようなふぐあいが生じている。その辺の不均衡を是正したいというふうなことで、今回3年間の指定にすることでその後5つの総合型スポーツクラブが同じ指定期間開始というふうになるものなので、今回あえて3年間の指定期間というふうな形をとらせていただいた。

本間 清人

では、その5つの総合スポーツ型クラブの指定管理の期間をこの3年にすることによって、全部今度ラインは一緒になるのだよという、次の5年のスタートのとき、もしくは7年、10年のときは、次のときには全部この3年後は全てが一例に並ぶのだということ。でも、それ並ばせねばないの、どうしても。何かいや、それは年間、年間のあれだあって、指定管理料はあくまで指定管理料として、指定管理を受ける側がその5年間の積算は今までの経験に基づいてこうだからこうだと出すわけだから、その年間のそれを統一するとかなんとかという必要は、何も本当はないわけだろう。だって、指定管理料は市が勝手をお願いして、ではこの指定管理料でお願いするというににしても、審議委員会、運営委員会でその上がってきた予算もしくは向こうの計画書、そういうものを基づいた中で、いや、これにしないか、これにしないかとなるわけだから、別段何かスタートラインを一々そろえる必要なんか何も無いのではないか。

生涯学習課長

委員おっしゃるとおり、各総合型スポーツクラブさんのほうから提案をいただいて、それに基づいて今審査をしていただくというのが原則になる。ただ、こちら側としても、その積算の根拠というふうになるものを持っている。それらと比較をして、その指定管理料が適正かどうかというようなことで審査のほうをさせていただくので、それらの人件費等々積算する際の単価というものがずれていると不均衡が生じ

- 本間 清人 　　るといような考え方で、統一をさせていただきたいといようなものである。  
今旧市町村単位で5つのその団体があるわけではないか。それを例えばいずれは2つの団体にして、今後は村上にある施設をその2つの団体にするのだとかという、そういった何か目標があって、そういった計画があるということであれば、そのスタートラインを一緒にするといような何かわかるような気がするのだ。もしかしたら、スポーツ型総合クラブがその単体、単体で何となく運営自体が厳しい。これを例えば朝日と山北は一緒にして、一つの総合型スポーツクラブという形で運営したほうがいいのではないかといような、そんなニュアンスがあるのか。
- 生涯学習課長 　今ほどのお話につきましては、スポーツ審議会というものがあって、村上市のスポーツ推進体制のあり方といようなものについてご提案等いただいている。それで、昨年度末だが、審議会のほうからご提案いただいて、その総合型スポーツクラブの今後のあり方についてもご提案をいただいた。すぐに統合して一本化といようなのは、なかなか難しいといようなことであるが、地域性、それから活動方針等々見ながら、いような統合の方向性も検討していくといようなご提案もいただいているので、いようなことも将来的には加味しながら今後の総合型スポーツクラブの運営等に支援を行っていきたいといふうに考えているところである。
- 本間 清人 　　それと、指定管理料がこの3年間で1億4,703万2,000円といようなことになる、年間約4,900万円といような形になるわけだけれども、そのちょっと内訳を教えてくださいか。
- 生涯学習課長 　こちらのほうについては、3年間の合計の上限額といようなことである。それぞれ3年間同一金額ではないが、大体平均しておよそ単年度4,700万円程度といようなことになる。その主なものとしては、人件費として約1,600万円、大きなものとしてそのほか施設管理の委託料といようなことで約1,800万円、それから需用費、消耗品費、光熱水費といようなことで約870万円程度と。あと原材料、実施事業等々一般管理費といようなことで、平成31年度についてはおよそ4,760万円程度といような積算の内訳になっている。
- 小杉 和也 　　今積算根拠で人件費とか委託費とか需用費とかいろいろさまざまあるのだけれども、このときのその単価といようなのか、人件費1,600万円をはじき出した単価といようなのは、どんなふうな決定の仕方で行っているのか。人件費単価、時間掛ける何人でしょう。わかる人に答弁させて。
- 生涯学習課長 　　済みません、スポーツ推進室長に答弁させる。
- スポーツ推進室長 　人件費については、厚生労働省のほうで公表している賃金構造基本統計調査といようなものを基本にして、その最新のものから3年間分を平均したものを単価といようなことでまず月額で出している。
- 小杉 和也 　　それは、指定管理の場合の単価か、どうか。
- スポーツ推進室長 　そのとおり、指定管理に伴う単価である。
- 小杉 和也 　　例えば担当課の中で、これを直営でやったときにどのくらいかかるのだろうかといような考え方も含めてやっているのか。指定管理であれば、効率化とか経費削減、住民サービスの向上といようなのは、それはマストな条件なのだろうけれども、仮に直営でやったとしたらどうなのだろうかといような考え方といようなのは、ほんの少しも頭の中にはないか、その数字のはじき出し方のときに。
- 生涯学習課長 　　具体的に数字的なものを見て比較といふうなところまではやっていないけれども、当然指定管理の選定もしくはこれらの積算を行う際においては、当然そのよう

なこと、直営、それから委託に出した場合、それから指定管理に出した場合というようなことで、さまざまな観点から考えてこれが一番よい方法だというようなことで判断して提案をさせていただいているところである。

鈴木 好彦 市内5つの団体がこういう指定管理料で、公募によらない形で指定を受けているわけけれども、会計上管理料については恐らくチェックは厳しくやられているから、私は何の問題もないと思うのだけれども、ただ個々に行う各地区の事業というのか、これは市民にとって各地区きっちり平等にはならないにしても、ある程度平等に展開してほしいという希望があるわけなのだけれども、そういう業務に関してのチェックというのか、それから同じ団体がずっと継続することによるマンネリ、それから現場の人を疑うわけではないが、モチベーションの維持、そういうものについての指導というのはどのように行っているのか。

生涯学習課長 会計の管理だけでなく、今ほど議員おっしゃるとおり、事業展開とか活動のやり方についても、こちらのほうで直接施設のほうを訪問して、施設の状況を確認したり、あとスタッフのほうと意見交換というようなことは定期的にさせていただいている。また、5つの総合型スポーツクラブが一堂に会して意見交換、情報交換、そして新たな取り組みとして総合型スポーツクラブが一緒になっての取り組みというようなものの発案とかをやっているの、個々それぞれのスポーツクラブさんが切磋琢磨して取り組んでいただいているというようなことで認識している。

鈴木 好彦 各地区が特色を出すのは大いに結構なのだけれども、ぜひ住民が平等に同じサービスを受けられるというような観点でやっていただきたいのと、それから市民の、期間を区切ってでも職員の交流というのか、地区をまたいで交流をしていろいろ知識を得ると、活性化を図ると、そういうような考えというのはいかがか。

生涯学習課長 公平な形でというふうなご提案については、各スポーツクラブさんのほうにもお話をお伝えさせていただきたいというふうに思うし、ただスタッフの交流というようなご提案あったが、こちらスタッフについては、あくまでもその総合型スポーツクラブさんの雇用というような形になっていて、一つの組織の中の雇用にはなっていないので、人的交流というのは今現状においてはなかなか難しいのかなというふうに考えている。

〔委員外議員〕

竹内喜代嗣 この積算根拠の人件費ということで1,600万円、時給単価掛ける何人ということで厚生労働省の調査をもとにという説明があったのだが、これに当然有給休暇も付与されての積算になっているかどうかは確認されているか。

生涯学習課長 こちらのほうの人件費の有給休暇の考慮というようなことであるが、当然そちらのほうは考慮した形で積算をしているというふうに理解しているし、今ほど、若干補足をさせていただくが、人件費1,600万円と申し上げた中の給与分として1,380万円、それから共済費として225万円程度というような内訳になっているので、補足させていただく。

竹内喜代嗣 平均的なその根拠になった有給休暇の日数の設定はどのようになさっているかお伺いしたい。

生涯学習課長 済みません、ちょっと詳しい資料本日手元のほうにないが、各スポーツクラブさんのほうでの福利厚生というふうな形になるので、その有給休暇についても各スポーツクラブさんで異なっているというふうなことである。平均して大体採用初年度だ

と10日間、それから最大で20日というようなことでやっているところが多いように理解している。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第133号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第7** 議第134号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 板垣敏幸君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

生涯学習課長 それでは、引き続き議第134号 公の施設に係る指定管理者の指定についての議案である。本議案についても、平成31年4月から指定しようとする公の施設に係る指定管理者の指定についての議案である。こちらについては、山北総合体育館ほか7施設を一括とした山北地区体育施設関係である。こちらのほうについても、3年間の指定管理期間である。内容について選定の経過、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の要旨については、提案要旨に係る資料については議案とともにお示しをしているので、あわせてご参照お願いいたします。以上だ。よろしくをお願いいたします。

（質疑）

本間 清人 先ほども聞いたので、今回も教えていただきたいと思う。指定管理料1億461万円のうち、年間3,400万円から3,500万円、そのちょっとまた内訳を教えてください。

生涯学習課長 山北地区の内訳については、平成31年度ベースでご説明をさせていただくが、人件費については先ほどと同額で1,600万円、給与分で1,380万円、共済費分で225万円だ。そのほか大きいものとしては、需用費についてはこちらのほうは460万円ほどだ。光熱水費として300万円程度を見込んでいる。それから、委託料で約800万円、施設維持管理、設備の維持管理料である。合計で3,200万円と単年度の委託指定管理料ということである。

本間 清人 前のやつはNPO法人、今回は特定非営利活動法人という名前になってきても、結局はNPO法人なわけけれども、これは何か意味合いあるのか、そのNPO法人と出てくると、同じなのに特定非営利という、そういうふうに出てくるのは。でも、何かそういう形で向こうが申請してくるからこの形にどうしてもなるということなのか。

生涯学習課長 これは、法人登録の登録がこのような形になっているというふうに理解している。

本間 清人 あと、今希楽々さんが取り組んでいる国に対してこれは提案して、放課後の何か使い方やっているではないか。あれいいことだなと思って、今後部活等もいろいろ学校の部活は問題今なっているわけだから、それをこういった総合スポーツ型、ましてや市のそういった施設を使いながらその義務教育の子どもたちに例えば放課後の時間の使い方を今活動しているよね。あれがもしうまくいくなったら、例えばこういう山北は山北、朝日は朝日、その地区ごとにそれをどんどん今後は進めていく計画があるのか。それとも、それは希楽々の話であって、ほかは関係ないのだよという今体制なのか、その辺どうなのか。

学校教育課長 国の委託事業で、モデル事業として今現在部活動のその希楽々さんが神林地区を中心に今やっている。地域連携ということで部活動も考えていきたいというふうに思

- 本間 清人 っているので、だんだんと広げていきたいという考えではいる。  
だんだんと広げていっていただくと、例えば学校での今後部活が今あくまでPTA活動になるのだ、学校は今度関係ないよとなったときに、これが今度保護者の協議と、またそのスポーツクラブとの協議という話に今後はどんどんなっていくと思うのだが、ではそのときには教育委員会側としてもいや、それは放課後活動は一切もう我々学校側、教育関係とは関係なく切り離れたので、そのスポーツクラブでやっていることは保護者間との話し合いのもとでやっていただきたい。だから、学校側、教育委員会は、今後そこで何かあった場合は一切関係ないよという態度になるのだよね。
- 教育長 あくまでも今村上市が研究しているのは、その学校と総合型スポーツクラブの連携、共同、融合、決して放課後の活動を全て総合型に任せるというイメージではない。あくまでも連携して、共同してやっていく。そこに教育委員会としても、かかわりは当然必要だ。これも、新たに部活動顧問などという制度が発生してくることなので、その制度をまず国に位置づけてもらわなければならない。そして、予算化してもらわなければならない。そうしないと、神林地区もできない状況だ。そういうことも、徐々に制度として認められる、予算化される中で今研究調査しているのを神林でまずできるようにする。その成果を他の地区にも広めていくという方針である。
- 本間 清人 ちょっとこれとは外れるかもしれないが、例えばスクールバスをそういうところの部活のほうに、学校からその施設までスクールバスを利用して、それで帰りはまたそのスクールバスで送るといような考え方が可能なのかどうかだけ。今の段階では、その辺の認定とかいろんな問題でまだなっていないけれども、やはりそれが今教育長おっしゃったように、その部活の顧問や何かの問題クリアされて、今の総合的な融合と学校とPTA側と施設運営側との中でその放課後利用の例えばスポーツクラブを運営していった際に、そこは今度どうなるのか。そこに今保護者の方が今度迎えに行く、そのまた今度手間いろいろかかってくるねという話もあるわけではないか。
- 学校教育課長 スクールバスについては、部活動については使用はできるという部分である。なお、今後そういったいろんな課題が出てきたときには、検討する必要があるというふうに考えている。
- 板垣 一徳 この人件費のことで、山北の場合はこれ何人分だ。5人分か。  
生涯学習課長 指定管理料の人件費として積算しているのは6人分である。  
板垣 一徳 6人今現在雇い入れている、雇用しているということで解釈していいのか。  
生涯学習課長 これは、あくまでも指定管理料積算の根拠として6人分を見ているということで、山北スポーツ協会については、現在職員数としては正規職員が6名、臨時が1名、計7名という職員体制でやっているというようなことで承知している。
- 板垣 一徳 そうすると、極めて低い規模だよ。報酬だよ。というのは、だってこれ5人で割っても嘱託員手当、今市の嘱託員280万円達しない。そういう中で、では使用料は、このあらゆるところから上がってきた使用料というのは、このNPO法人に全額やるのか。
- 生涯学習課長 こちらのほうの指定管理の形態は、利用料金併用型ということであって、利用料、施設の使用料、それから教室、大会等の使用料についても、NPO法人さんのご収入ということで入ることになっている。
- 板垣 一徳 そうすると、使用料が入れば、その金は人件費に充ててもいいのだろう。



生涯学習課長 板垣 一徳 それは、各総合型スポーツクラブさんの運営等に任されているところである。市長にちょっと、せっかく出てきていたので、あれだが、今指定管理を受けても、若い方々は女性の方、男性の方いる。しかし、このところにいわれる就職しても、とても長くいられないという現象が出ているのだ、現実的に。それはどういうことかということ、やっぱり生活水準にならない。だから、これは何らかの形でスポーツを推進する、そして指定管理をさせるということになれば、私はやっぱり市ももう少しこの指定管理のあり方というものを見直さないと、せっかく若い方々が、スポーツの技術を学んだ方々がここへ入るのだ。しかし、長くいられないというのが現状だ。これを見てどう思う。

市長 ご発言の機会をいただいて感謝申し上げたいというふうに思っているけれども、委員おっしゃるとおり、私も従来から総合型のスポーツクラブの皆さんの今の現状置かれている状況、例えば資格を持って採用されても、やはり30代で結婚をして子育てをしようとする、なかなかここでは難しいというお話もよく聞いている。だから、指定管理の中で、我々も限られた人材で、先ほど直営と指定管理の比較があったけれども、その中で選択をせざるを得ないという部分については、しっかりと指定管理を選択をさせていただきながら、さらにはそこに皆さんが積み上げてきたスキルを存分に使っていただいて、市では若干制約のあるところをやはりその枠を跳び越えてでも市民のニーズに応えられるような、そういう柔軟な施策を展開できる、それが総合型のスポーツクラブの利点であることもあるので、その辺のところはどんどん進めてくれということで、従来から総合教育会議の中でも申し上げていて、ようやく今回部活動の部分については、国からご指定をいただいて今研究をしているということである。そんな中で、さらには例えば今総合型と先ほど来幾つかの議案の中でも議論になったけれども、生まれてからしつかりと育ち上がるまでの間、非常に長い時間かかるわけであるけれども、皆さんもご承知のとおり総合型のスポーツクラブが担うその業務というのは、生まれた子どもから保育園、小・中学校、さらには青壮年また高齢者という形で非常に多岐に及んでいる。それは、村上市からその事業を部分的に委託をしながら、総合型を受け皿にしてもらってやっている。そうすると、総合型の事業規模がどんどん大きくなる。住民からの認知度も上がっていく。その中で、自主事業も含めてどんどん、どんどん稼いでもらう仕組みをつくっていくというふうなところも、今日まで取り組んできたところである。しかしながら、一人一人のその給与所得が上がっていないという現実もあるわけであるけれども、その部分については、そういった形で今市が予定をしている事業の中で、そういうものを担っていただくことによって事業量をふやしていくというのがまず一つの方法。それと、1点行政がしっかりと指定管理の部分のその厚生労働省が設定をする人件費単価をさらにそこに嵩上げをしてというようなふうにはちょっと受けとめさせていただいたのだけれども、それをやるということになると、多分市の職員が直営でやるのと全く同じになる。市の職員として採用していくという形になるわけであるので、それは組織としてこれからのあり方としては非常に厳しい部分があるというふうに思っている、できればその事業規模を少しずつ大きくしながら、それが安定して運営できる。さらには、そこに携わる人間の人件費もしっかりと見ていくというふうなところまで少し知恵を絞らないとだめだなというのが率直な感想である。

板垣 一徳 課長にひとつ要望だけしておくが、3年後またこれ指定管理が今度は5年になると。

全部一斉に5つのこのNPOが一緒になるわけだ。しかし、地域性もあるのだ。山北の人口度、村上市の人口度、利用度、そういうことを考えると、やはり人件費を減らせばまたこれ管理できないのだ。だから、そういう地域性も十分考慮した指定管理料というものを設定をしていただきたい。また、そのことについて研究していただきたいということを要望しておきたいと思う。

生涯学習課長 今ほごのご提案のほうしっかりと受けとめさせていただき、先ほども申し上げたように、今後のスポーツのあり方全体として総合型スポーツクラブどうあればよいかということを含めて、今後また検討させていただきたいというふうに考えている。

本間 清人 済みません、1点だけ。朝日みどりの里の話はしてもしょうがないのだけれども、こんなこと言っているのはいいのか悪いのか、そこにいる方々がきれい館がなければいいのだけれどもというような言い方をしているのだ。そうすると、この山北の8施設、それと荒川のこの6施設、その全ての8施設、6施設が今後全部本当に必要なのか。例えば僕今見ただけで、ピクニック広場とかそれがどこにあるのかなんて当然わからないのだけれども、市で管理していく必要な施設なのだろうけれども、将来的に向かったら本当にこれが需要とか考えたら維持していく必要あるのかという部分はないものか。

生涯学習課長 今ほどの件については、先般の一般質問の際にもお話し少し教育長のほうから答弁させていただいた。現在スポーツ推進室のほうでは52の体育施設、運動施設を管理している。これは、かなり老朽化してきているので、今ほど委員おっしゃったように各施設のあり方についても見直しを進めているところであるし、いわゆる統廃合、それからどういうふうな利活用を今後していくかということを含めて今いろいろと調査もさせていただいているところであるので、今後いろんな意味で修繕等々も発生してきた場合、それらも考慮しながら今後検討していくというようなことで進めさせていただいている。

小杉 和也 生涯学習課長 今回の指定管理料1億461万円、前回の3年間の指定管理料は幾らだった。済みません、ちょっと今確認してさせていただく。申しわけない。単年度ごとになっているので、ちょっと単年度ごとに申し上げてよろしいか。3カ年の・・・

小杉 和也 3カ年。提案が3カ年だから、前の3カ年は当然わかるだろう。

生涯学習課長 大変失礼した。3カ年で7,821万円である。

小杉 和也 7,120・・・

生涯学習課長 7,821万円である。

小杉 和也 大きく伸びた理由というのは何か。

生涯学習課長 これまでの3カ年の指定管理については、スポーツ事業ということで、指定管理業務ではなくて委託事業というような形で事業展開をお願いしていたものがある。これが平成31年度からは指定管理の中に含めてやったということであって、そのために人件費、その事業を今回の指定管理の中に含めたということで、人件費相当分を増額しているし、あと一般管理経費ということで、人件費の5%を事務経費ということで新設をして、3カ年分で250万円を見込んだので、それらの分が今回の増額分になっているということである。

小杉 和也 総務課長なのか財政課長なのかかわからないのだけれども、その人件費的な伸びとかいろんな部分というのが今出てきたけれども、ほかの指定管理においても、同じようなやはり考え方というのが適用されてきているのか。その伸び的な部分を、事業とかであれば個別に違うので、それはわかるのだけれども、人件費的な部分のその

伸び的な部分というのは、全ての指定管理の部分で考慮しているのかということ。統一的なものがあるのかということ。総務 課長 当然ながら考慮はされている。本間委員のほうにも過去には質問いただいているが、職員の人件費、これについては60億円程度で推移しているわけだが、指定管理料の人件費については若干伸びてきている。小杉 和也 了解。

〔委員外議員〕

竹内喜代嗣 先ほどもお聞きしたのだけれども、この問題でもそれぞれ有給休暇の日数については法定ということでお答えがあったようだが、法の積算についてもそのようで、きちんと単価に反映されているのか。生涯学習課長 同様の考え方で積算をされているというふうなことで認識している。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第134号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第8** 議第142号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長（政策推進課長 東海林 豊君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

政策推進課長 それでは、議第142号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明をさせていただく。本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ530万円を追加し、予算の規模を6億130万円にしようとするものである。それでは、7P、8Pをごらんください。補正の内容であるが、歳入においては3款繰入金の1項1目一般会計繰入金に530万円の追加をお願いするものである。次に、9P、10Pをお開きください。歳出においては、1款1項1目一般管理費では前年度消費税の確定に伴って66万5,000円を、職員人件費の調整により59万5,000円をそれぞれ追加をお願いするものである。次に、1款1項2目施設整備費では、朝日地区施設維持管理経費で機器の再リースに伴って新たに機器の保守料が不足となることから45万9,000円を、神林地区施設維持管理経費の修繕料に今後不足が見込まれることから360万円をそれぞれ追加をお願いするというものである。なお、3款予備費については、端数調整のための補正である。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

（質疑）

本間 清人 1点、財源の内訳が特定財源530万円となっているわけであるが、歳出のほうの内訳。歳入は、一般会計からの繰り入れで530万円となっているわけだ。この特定財源の内訳は、どういった特定財源なのか教えていただけないか。政策推進課長 これは、一般会計の繰入金特別会計側で特定財源として今充当しているということである。

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第142号は、起

立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（鈴木いせ子君）閉会を宣する。

（午前11時39分）